

令和5年度

南部町不妊治療費助成事業



不妊治療（特定不妊治療）にかかった治療費について、南部町では以下のとおりの助成事業があります。

【対象者】 以下の全ての条件を満たす方が対象です。

- ・ 南部町に住所がある方
※本助成金の交付の申請時において、夫もしくは妻（事実上婚姻関係にある者を含む）のいずれか一方又はその両方が1年以上継続して町内に住所を有している者
- ・ 鳥取県不妊治療費助成金の交付決定を受けている方

【助成金額等】

- ① 保険診療と併用して実施される先進医療の特定不妊治療に係るもの
鳥取県特定不妊治療費助成金による助成額を治療費から控除し、その残額に対し、1回当たり2万5千円を上限として助成します。
- ② 全額自費診療で実施される特定不妊治療に係るもの
鳥取県特定不妊治療費助成金による助成額を治療費から控除し、その残額に対し、1回当たり8万円を上限として助成します。

【申請時期】

随時 ※ただし、申請締切日については下記のとおりとします。

県助成金の交付決定及び額の確定通知の交付日	申請締切日
令和5年4月1日～令和6年1月31日の場合	令和6年3月31日まで
令和6年2月1日～令和6年3月31日の場合	令和6年5月31日まで

【必要書類等】

- ・ 特定不妊治療費助成金交付申請書兼請求書
- ・ 県の助成金交付決定及び額の確定通知書
- ・ 不妊治療にかかる領収書
- ・ 振込口座の分かるもの
(町へ債権者登録がまだの方は振込口座の登録が必要です)



【お問い合わせ先】

南部町役場 子育て支援課
住所：〒683-0323
南部町倭 482 番地
電話：0859-66-5525